平成２６年（再イ）第７２号
広島市東区尾長西２丁目７番25―205号
再生債務者　佐々木嘉孝
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月11日まで
平成27年４月13日
広島地方裁判所民事第４部
平成２６年（再イ）第２号
熊本県阿蘇市役犬原34番地１
再生債務者　塚本由美子
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月12日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月12日まで
平成27年４月14日
熊本地方裁判所阿蘇支部個人再生係
平成２６年（再イ）第２４号
宮崎県児湯郡木城町大字椎木2255番地３
再生債務者　冨山　　淳
1　決議に付する再生計画案　平成27年３月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月12日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月12日まで
平成27年４月14日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係
平成２６年（再イ）第２５号
宮崎市東宮１丁目255番地
再生債務者　前田　洋輔
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月12日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月12日まで
平成27年４月14日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係
平成２６年（再イ）第６５号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目15番13号
再生債務者　カーコンビニ倶楽部ホーナンこと　齋藤　祐司
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月13日まで
平成27年４月14日　神戸地方裁判所尼崎支部
平成２７年（再イ）第１号
兵庫県明石市大久保町西島600番地の28
再生債務者　足立　義将
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月14日まで
平成27年４月13日
神戸地方裁判所明石支部再生係
平成２６年（再イ）第１３号
青森県八戸市西白山台３丁目５番５号
再生債務者　小笠原　衛
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月19日まで
平成27年４月14日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第３４号
石川県かほく市木津ニの73番地
再生債務者　桶谷　秀三
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成27年４月14日　金沢地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第９号
千葉県八千代市八千代台北９丁目14番３―205号
再生債務者　中島　基樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年４月28日まで
平成27年４月13日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（再ロ）第１００１１号
東京都立川市富士見町７丁目36番７号サンクレイドル立川リヴィエール511号
再生債務者　伍堂　和宏
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年５月７日まで
平成27年４月14日
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２６年（再ロ）第１１号
埼玉県飯能市大字青木165番地４
再生債務者　横田　　篤
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年５月15日まで
平成27年４月14日
さいたま地方裁判所川越支部

財務省共済組合定款の一部変更について

財務省共済組合定款（平成12年12月20日制定）の一部を次のように変更する。
平成 27 年３月 31 日
財務省共済組合代表者
財務大臣　麻生　太郎

第４条第３項中「総務部長」を「管理部長」に改める。
第13条第１号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第２条第２項」を「第２条第４項」に改める。
第29条第１項の表中「$\frac{6.21}{1,000}$」を「$\frac{5.21}{1,000}$」に、「$\frac{38.66}{1,000}$」を「$\frac{38.58}{1,000}$」に、「$\frac{43.06}{1,000}$」を「$\frac{43.14}{1,000}$」に、「$\frac{12.42}{1,000}$」を「$\frac{10.42}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{6.21}{1,000}$」を「$\frac{5.21}{1,000}$」に、「$\frac{43.06}{1,000}$」を「$\frac{43.14}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{38.66}{1,000}$」を「$\frac{38.58}{1,000}$」に、「$\frac{43.06}{1,000}$」を「$\frac{43.14}{1,000}$」に、「$\frac{0.73}{1,000}$」を「$\frac{0.75}{1,000}$」に改める。
別表（第３条関係）中「東京国税局支部｜東京都千代田区」を「東京国税局支部｜東京都中央区」に、「熊本国税局支部｜熊本市中央区」を「熊本国税局支部｜熊本市西区」に改める。

附　則

1　この変更は、平成27年４月１日から施行する。ただし、別表（第３条関係）中「熊本国税局支部｜熊本市中央区」を「熊本国税局支部｜熊本市西区」に改める規定は、同年１月５日から適用し、「東京国税局支部｜東京都千代田区」を「東京国税局支部｜東京都中央区」に改める規定は、同年５月７日から施行する。
2　変更後の第29条第１項から第３項までの規定は、平成27年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。